

2050 カーボンニュートラルの実現に向けた海洋の取組

【概要】

我が国の国民生活・経済活動にとって現に重要な役割を果たしている海洋分野は、これからの脱炭素社会への挑戦においても重要な役割を果たしていくことが期待されることから、「2050年カーボンニュートラル」等の高い目標の実現に向けて、洋上風力発電、ゼロエミッション船、カーボンニュートラルポート等に係る取組を積極的に進めています。

【最近のトピック】

我が国における2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、洋上風力発電は、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされています。令和2（2020）年12月に策定された「洋上風力産業ビジョン（第1次）」では、2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成目標が掲げられています。

これまで、平成31（2019）年に施行された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づく領海及び内水の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域において、案件形成を進めてきました。



洋上風力発電機（提供：長崎県五島市）

【洋上風力発電の排他的経済水域（EEZ）展開に向けた制度整備の推進】

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、我が国の排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電の展開を可能とし、また区域指定の際に海洋環境等の保全の観点から国が調査等を行う規定を盛り込んだ海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案を令和6年通常国会に提出しました。その後、衆議院においては全会一致で可決されましたが、参議院では継続審査となり、衆議院が解散したため廃案となりました。政府としては、できるだけ早期の法案成立を目指して、取り組んでまいりたいと考えています。

こうした制度整備のもと、引き続き、洋上風力発電の導入拡大に取り組んでいくこととしています。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

背景・必要性	法案の概要
<p>○我が国における2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、洋上風力発電は、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされている。</p> <p>○2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成目標を掲げ、領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、「再生エネルギー法」という。）に基づく案件形成の促進に加え、我が国の排他的経済水域（以下、「EEZ」という。）における案件形成に取り組んでいく必要がある。</p> <p>○こうした中、現在の再生エネルギー法では、適用対象を「領海及び内水」としており、EEZについての定めはないことから、EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る制度を創設する。</p> <p>○また、洋上風力発電事業の案件形成の促進に当たって、海洋環境等の保全の観点から適切な配慮を行うため、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下、「促進区域」という。）の指定の際に、国が必要な調査を行う仕組みを創設する。</p>	<p>○EEZに設置される洋上風力発電設備について、長期間の設置を認める制度を創設。</p> <p>【EEZにおける洋上風力発電設備の設置までの流れ】</p> <ol style="list-style-type: none">1 経済産業大臣は、自然的条件等が適当な区域について、公害防止や関係行政機関との協議を行い、募集区域として指定することができる。2 募集区域に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、設置区域の案や事業計画の案を提出し、経済産業大臣及び国土交通大臣による依の地位の付与を受けることができる。3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、依の地位の付与を受けた事業者、利害関係者等を構成員とし、発電事業の実施に必要な協議を行う協議会を組織するものとする。4 経済産業大臣及び国土交通大臣は、協議会において協議が調った事項と整合的であること等の許可基準に適合している場合に限り、設置を許可することができる。 <p>※EEZにおける洋上風力等に係る発電設備の設置を禁止し、募集区域以外の海域においては設置許可は行わない。</p> <p>○促進区域（領海及び内水）及び募集区域（EEZ）の指定等の際に、海洋環境等の保全の観点から、環境大臣が調査を行うこととし、これに伴い、環境影響評価法の相当する手続を適用しないこととする。</p>
<p>【目標・効果】</p> <p>EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置許可や、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を通じて、海洋再生可能エネルギーの導入拡大を図る。</p> <p>（KPI）</p> <p>2030年までに1,000万kW、 2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成</p>	